

藤枝市小口資金融資制度要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 融資制度（第 3 条－第 10 条）

第 3 章 取扱金融機関に対する利子補給（第 11 条－第 16 条）

第 4 章 融資を受けた者に対する利子補給（第 17 条－第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 市長は、金融機関からの借入れが困難な中小企業者等に必要な小口事業資金融資の円滑化を図るため、この要綱において藤枝市小口資金融資制度を定め、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関及び借り受けた中小企業者等に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとする。その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成 17 年藤枝市規則第 2 号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。
- (2) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、かつ、県内に本支店を有する金融機関及び株式会社整理回収機構で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

第 2 章 融資制度

（融資の対象）

第 3 条 融資の対象者は、原則として申込日以前 3 箇月以上引き続き市内に事業所を有し、かつ、同一事業を営む中小企業者等であって、協会の信用保証対象資格を有し、本制度の申込日以前において納期が到来した市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納しているもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が 30 人（商業、サービス業を主たる事業とする事業

者については 10 人) 以下のもの

- (2) 企業組合であって、事業に従事する組合員が 30 人以下のもの
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が 30 人以下のもの
- (4) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 30 人以下のもの

(融資の条件等)

第4条 融資の条件は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 資金使途 | 事業資金 |
| (2) 融資限度額 | 700 万円 |
| (3) 融資期間 | 5 年以内 |
| (4) 融資利率 | 年 1.40 パーセントとする。ただし、特別小口資金（協会の責任共有制度を利用しない小口資金をいう。）については、0.10%を減じた率とする。 |
| (5) 返済方法 | 原則として元金均等の月賦償還とする。 |
| (6) 保証人及び担保 | 協会の定めるところによる。 |
| (7) 信用保証及び保証料 | 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる。 |

(融資の申込み)

第5条 融資を受けようとする者は、藤枝市小口資金融資申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申込み窓口である取扱金融機関に提出するものとする。

- (1) 見積書（設備資金に限る。）
- (2) 協会が定める書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 取扱金融機関は、融資の申込みがあった場合は、速やかに内容の審査を行った上、申込書等を市に送付し、市はこれを審査し適当と認めたときには速やかに協会に送付するものとする。

(融資のあっせん)

第6条 協会は、前条により申込書の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い適当と認めたときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関を通さずに申込書等の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

(融資の実行)

第 7 条 取扱金融機関は、前条により融資のあっせんを受けた場合は、速やかに内容を審査の上、融資を行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

（融資の拒絶）

第 8 条 取扱金融機関は、第 6 条により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、藤枝市小口資金融資拒絶報告書（第 2 号様式）により市長に報告するものとする。

（融資条件の変更等）

第 9 条 協会は、取扱金融機関より融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、市長に報告するものとする。

（報告）

第 10 条 協会は、この要綱による保証の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

第 3 章 取扱金融機関に対する利子補給

（利子補給の対象）

第 11 条 市長は、この融資制度により必要な資金を貸し付けた取扱金融機関に対し、利子の補給を行う。

（利子補給の額）

第 12 条 交付する利子補給金の額は、年度別に区分して算定するものとし、毎年 3 月から 8 月まで（以下「上期」という。）及び 9 月から 2 月まで（以下「下期」という。）の各期における融資平均残高（各月初残高の合計を 6 で除して得た金額）に次項に掲げる利子補給率及び期間（6 / 12）を乗じて得た額の合計とする。

2 利子補給率は静岡県中小企業事業資金融資制度要綱（平成 14 年 4 月 1 日施行）に定める経営改善資金の基準金利から第 4 条第 4 号に定める融資利率を減じたものとする。

（利子補給の交付申請）

第 13 条 利子補給の交付を受けようとする金融機関は、藤枝市小口資金利子補給金交付申請書（第 3 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて上期は 9 月 10 日、下期は 3 月 10 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 藤枝市小口資金利子補給金計算内訳表（第 4 号様式）

(2) 藤枝市小口資金融資利用者実績一覧表（第5号様式）

（利子補給の交付決定）

第14条 市長は、前条による申請があったときはその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは藤枝市小口資金利子補給金交付決定通知書（第6号様式）を取扱金融機関に通知する。この場合において、市長は利子補給金交付について条件を付することができる。

（関係書類の保管）

第15条 利子補給金の交付を受けた取扱金融機関は、当該収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（利子補給の交付請求）

第16条 第14条による通知を受けた取扱金融機関は、受領後10日以内に藤枝市小口資金利子補給金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求があったときは利子補給金を交付する。

第4章 融資を受けた者に対する利子補給

（利子補給の対象）

第17条 この融資制度により融資を受けた者のうち、設備投資に係る融資を受けた者に対して、第3章の規定による利子の補給とは別に、設備投資に係る利子について利子の補給（以下「特別利子補給」という。）を行う。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補給を行わない。

- (1) 法人にあって、市長に法人の設立（開設）を届け出していない者又は届出が受理されていない者
- (2) 当該資金を活用して取得した設備等を市外に設置し、使用する者
- (3) 利子補給を受けようとする年度の12月31日において、店舗・工場・事業所等が市内にない者

（特別利子補給の額）

第18条 特別利子補給の額は毎年1月から12月までに支払われた利子を対象とし、次の式により計算して得た額（計算して得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を特別利子補給金として交付する。

特別利子補給金の額 ＝

$$\text{年間支払利子額} \times \frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入金額}} \times \frac{0.32}{\text{第4条第4号に規定する融資利率} \times 100}$$

（特別利子補給金の交付申請）

第19条 特別利子補給金の交付を受けようとする者は、藤枝市小口資金特別利子補給金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付を受けようとする年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、同一の借入れで複数年度に渡って補給金の交付を受けようとする場合においては、第1号及び第3号に掲げる書類は、初回の提出時にのみ添付すれば足りる。

- (1) 融資決定通知書の写し
- (2) 元利支払証明書（第9号様式）
- (3) 設備の内容及び設備の購入金額が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（特別利子補給金の交付決定）

第20条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、特別利子補給金の交付を決定したときは、藤枝市小口資金特別利子補給金交付決定通知書（第10号様式）により通知する。

（特別利子補給金の請求）

第21条 前条の通知を受けた者は、速やかに藤枝市小口資金特別利子補給金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求があったときは特別利子補給金を交付する。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （平成14.3.26告示第34号）

- 1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。
- 2 藤枝市小口資金融資制度要綱は廃止する。なお、この要綱の施行前に実行された融資についてもこの要綱を適用するが、利子補給金額の算出基礎となる第11条第2項の融資利率については、なお従前の例による。

附 則 （平成15.3.3告示第11号）

- 1 この告示は平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定については平成15年3月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づい

て貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15. 5. 8 告示第85号)

- 1 この告示は平成15年5月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成18. 4. 10 告示第94－2号)

- 1 この告示は公示の日から施行し、改正後の藤枝市小口資金利子補給制度要綱は平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19. 3. 30 告示第51号)

- 1 この告示は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19. 10. 1 告示第158号)

- 1 この告示は平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22. 2. 24 告示第22号)

- 1 この告示は平成22年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26. 3. 31 告示第50号)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市小口資金利子補給制度要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29. 4. 1 告示第124－3号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市小口資金利子補給制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この告示の施行の日以後に貸し

付けたものに適用する。

附 則 （令和 4 . 4 . 1 告示第 81 号）

1 この告示は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

藤枝市小口資金融資申込書

年 月 日

藤枝市長

申込者の住所
又は所在地
氏名
（法人の名称及び代表者の氏名）
電話番号

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄		
融資申込金額	円	機関名（支店名）		
運転資金	円	受理年月日		
設備資金	円	基準金利 A	%	
融資希望期間 （据置期間）	か月 （か月）	市利子補給率 B	%	
		融資利率 A－B	%	
返済方法 （いずれかに○）	1 月賦 2 一括	保証協会記入欄		
		保証諾否	承諾 不承諾	
融資希望金融機関 （支店）	第一希望 第二希望	保証承諾日		
		保証金額	円	
業種		保証期間	か月	
従業員数（組合員 数）	人			
資本金（出資金）	円			
営業年数	年			
資金使途 （具体的に記入）				
資金計画	当資金			円
	自己資金			円
	その他借入金			円
	計	円		

申込者は、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※上記表の各欄は、申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。
※申込窓口は、この申込書に定められた書類が添付されていることを確認の上、市へ提出してください。

藤枝市小口資金融資拒絶報告書

年 月 日

藤枝市長

金融機関の名称
及び代表者氏名

融資申込者氏名	所在地	申込書 受付日	融資申込額 （千円）	拒絶理由 （できる限り具体的に）

第3号様式（第13条関係）

藤枝市小口資金利子補給金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

住 所
名 称
代表者氏名

年度 期における藤枝市小口資金にかかる利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 利子補給金計算内訳表（第4号様式）
- (2) 融資利用者実績一覧表（第5号様式）

第 4 号様式（第 1 3 条関係）

藤枝市小口資金利子補給金計算内訳表（所要額計算書）

融資年度	融資平均残高 a (各月初残高合計／6 ヶ月)	基準金利 b	融資利率 c	利率差 d = b - c	利子補給金 a × d × 6 / 12
		%	%	%	
合 計					円

第5号様式 (第13条関係)

藤枝市小口資金融資利用者実績一覧表

[illegible]

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市小口資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の藤枝市小口融資資金の利子補給金について、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 利子補給金交付額 金 円

2 交付の条件

- (1) 藤枝市小口資金利子補給制度要綱を遵守すること

年 月 日

藤枝市長

融資機関
所在地
名称
代表者氏名



藤枝市小口資金利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた藤枝市小口融資資金
の利子補給金として次のとおり請求します。

記

- 1 利子補給金交付請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

口座番号

(フリガナ)
口座名義

年 月 日

藤枝市長

〒
所在地
名 称
代表者氏名
(個人の場合には、住所及び氏名)

藤枝市小口資金特別利子補給金 交付申請書

藤枝市小口資金利子補給金交付要綱に基づく 年度の特別利子補給金を交付されたく申請します。
記

1 交付申請額

金円

2 対象資金等の内容

融資資金名			
借入金融機関			
借入金額	金		円
内設備投資相当額	金		円
借入年月日	年 月 日	借入利率	年 %
償還期間		毎月償還期日	
設備設置場所	藤枝市		
年間支払利子額	金		円

補給金計算額 = 年間支払利子額 × $\frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入金額}}$ × $\frac{0.32}{1.4}$

※ 上記計算により得られた額の100円未満を切り捨てた額を補給金の額とする

3 添付書類

- (1) 融資決定通知書（写）等
- (2) 元利支払証明書（第9号様式）
- (3) 設備の内容等が確認できる書類（領収書、固定資産台帳等）
- (4) その他市長が必要とするもの

元利支払証明書

1 制 度 名	
2 債 務 者	住 所 法 人 名 等 代 表 者 氏 名
3 利子支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 支 払 利 子 額	円

※金融機関が発行する取引明細照会票を添付すること。

上記債務者の借入金に係る支払利子額は、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関 住 所
支 店 名
支店長名



第 号
年 月 日

様

藤枝市長

藤枝市小口資金特別利子補給金 交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった藤枝市小口資金特別利子補給金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

特別利子補給金交付額 円

年 月 日

藤枝市長

〒
所在地
名 称
代表者氏名 印
（個人の場合には、住所及び氏名）

藤枝市小口資金特別利子補給金 請求書

年 月 日付 第 号により、交付決定を受けた 年度の藤枝市小口資金特別
利子補給金の交付を次のとおり請求します。

記

1 特別利子補給金交付請求額

金円

2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

普通預金 ・ 当座預金

口座番号

(フリガナ)
口座名義